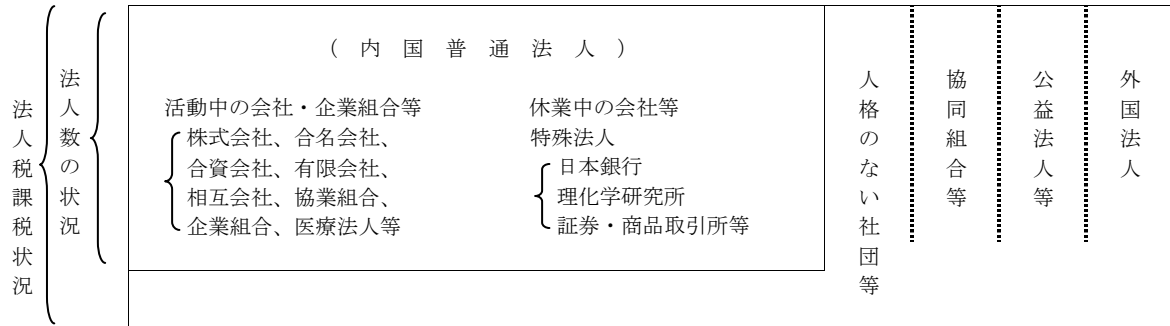


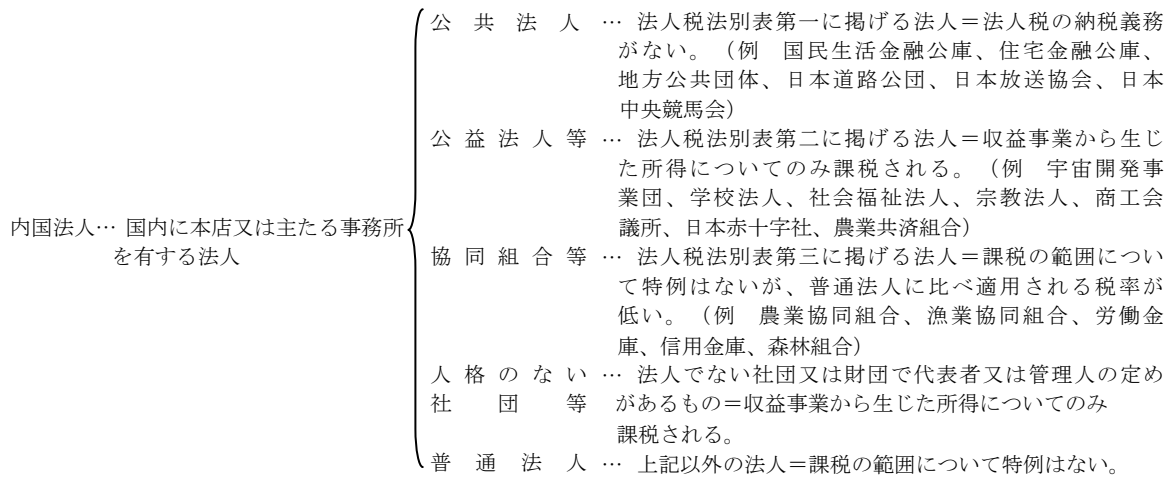
5 法人税

統計表を見るに当たって

- 1 この章の統計表は、平成13年2月1日から平成14年1月31日までの間に終了した事業年度分についての法人税課税状況及び法人数の状況を、全数調査により調査・集計したものである。法人税課税状況は、すべての種類の法人について示してあるが、法人数の状況は内国普通法人だけについて、業種別、資本金階級別等にその構造を示したものである。以上の関係を図示すれば次のとおりである。



2 法人の種類及び課税の範囲



外国法人… 内国法人以外の法人＝日本国内に源泉のある所得について課税される。

3 用語の定義

- (1) 事業年度とは、原則として、営業年度その他これに準ずる期間で、法令で定めるもの又は法人の定款、寄付行為、規則若しくは規約に定めるものをいう。
- (2) 資本金とは、事業年度末（年2回決算の会社では下期の決算期）の払込済資本金額であり、資本積立金額は含まない。

法人税の税率

1 各事業年度の所得	〔平成10年4月1日以降〕 〔に開始する事業年度〕	〔平成11年4月1日以降〕 〔に開始する事業年度〕
(1) 公益法人・協同組合等 ……………	25%	22%
(特定の協同組合等で、年10億円を超える所得の金額 ……………)	30%	26%
(2) 普通法人・人格のない社団等 ……………	34.5%	30%
〔 資本金1億円以下の普通法人又は人格のない社 団等の所得金額のうち、年800万円以下の金額 ……………	25%	22%〕
2 各事業年度の退職年金等積立金 退職年金等積立金額 ……………	1%	(注) 1%
(注) 平成11年4月1日から平成15年3月31日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、 法人税を課さない。		
3 清算所得	〔平成11年3月31日〕 〔以前の解散〕	〔平成11年4月1日〕 〔以後の解散〕
(1) 協同組合等 清算所得金額 ……………	23.1%	20.5%
(2) 普通法人 清算所得金額 ……………	30.7%	27.1%
4 同族会社の留保金 年3,000万円以下の金額 ……………		10%
年3,000万円を超え、年1億円以下の金額 ……………		15%
年1億円を超える金額 ……………		20%

5-1 法人数等の状況

	法人数	所得金額				
		利益		欠損		
		事業年度数	金額	事業年度数	金額	
			千円		千円	
内 国 人	普通法人	424,798	122,385	6,550,115,977	306,756	4,246,348,048
	会社	266	50	269,593	221	601,486
	企業組合	3	3	511,341,941	—	—
	相互会社	5,541	3,772	131,032,902	1,785	15,583,983
	医療法人	430,608	126,210	7,192,760,414	308,762	4,262,533,516
	計	1,464	784	2,253,919	690	2,561,520
	人格のない社団等	411	198	24,708,891	224	4,823,688
	農業協同組合及び同連合会	110	50	1,293,334	63	3,998,299
	消費生活協同組合及び同連合会	3,261	1,648	11,434,092	1,664	116,515,235
	中小企業協同組合(企業組合を除く。)	319	146	1,784,726	175	742,961
漁業生産組合、漁業協同組合及び同連合会	825	363	1,518,354	481	339,408	
森林組合及び同連合会	3,237	1,544	90,491,306	1,733	64,728,345	
その他	8,163	3,949	131,230,704	4,340	191,147,936	
計	5,179	2,583	21,353,510	2,606	33,938,893	
公益法人等	208	50	7,246,777	161	10,926,824	
外国法人	445,622	133,576	7,354,845,324	316,559	4,501,108,689	
合計						

調査対象等：平成13年2月1日から平成14年1月31日までの間に終了した事業年度分について、平成14年6月30日現在の
 実績を「法人税事務整理表(申告書及び決議書)」に基づいて作成した。

(注) この表には、清算中の法人は含まれていない。